平成２５年（フ）第６０９号
長野県下高井郡野沢温泉村大字虫生1993番地１
債務者　三輪　鎭夫
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本間　春代
4　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７０５号
神奈川県逗子市沼間３丁目11番４、住民票上の住所神奈川県逗子市久木６丁目４番23号
債務者　喜多　正樹
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　幹夫
4　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８号
千葉県印西市荒野902番地
債務者　飯高　研治
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直樹
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７８０号
静岡県藤枝市清里２丁目３番地の１
債務者　松原　宏之
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘川　真二
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８２号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目25番８－２号
債務者　松原　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘川　真二
4　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６号
富山県高岡市野村1713番地
債務者　守護　　健
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武島　直子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１９００号
大阪府茨木市耳原１丁目８番18号　ヴィラシャリテ105号
債務者　渡　　敦史
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　英子
4　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０８号
函館市高盛町10－１高盛マンション503号
債務者　常見　邦隆
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２５号
函館市湯川町２丁目31番11号
債務者　宮城　滿子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３５４号
さいたま市南区松本２丁目14番４号　リバーサイド西浦和101
債務者　谷澤　　忍
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５８号
さいたま市北区別所町112番地５　四季ハイツ202
債務者　小林　秀男
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３７４号
さいたま市西区大字指扇4273番地　マインドエフ指扇302号
債務者　酒井　克之
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４５２号
さいたま市北区宮原町２丁目99番地17　宮原グランドハイツ503
債務者　久保　京子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
千葉県印西市荒野902番地
債務者　飯高　朝子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２１９号
新潟県長岡市琴平３丁目３番６号　平沢アパート202号室
債務者　菊間　勝夫
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
新潟県長岡市宮本町１丁目甲750番地２
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係